

# 指定管理者制度について

## 1. 指定管理者制度の目的

多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設\*の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的として、地方自治法第244条の2が改正（平成15年9月2日施行）され、地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入された。

### ※公の施設とは

住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供する施設として地方公共団体が設置する施設（地方自治法第244条第1項に規定される公の施設の例）

体育施設	体育館、プール、武道館、野球場など
教育・文化施設	図書館、文化会館、博物館、公民館など
社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など
公営企業	病院、上水道、下水道、電車、バスなど
その他	公園、公営住宅など

\*住民に利用させることを目的としない純然たる試験研究施設や庁舎、給食センター等は、「公の施設」ではない。

## 2. 指定管理者制度の概要

項目	内容
管理を行うことができる者	・ 民間企業 ・ NPO法人（特定非営利活動法人） ・ ボランティア団体 ・ 地縁団体 等（個人を除く）
管理権限	地方公共団体が条例で定める業務の範囲。 ・ 施設の使用許可等 ・ 施設、設備の維持管理 ※法令で長の権限とされているもの（使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等）を除く。
相手先の選定方法	・ 申請に基づく内容（事業計画、財務状況等）審査を経て、議会の議決が必要。
指定期間	・ 複数年の指定が可能
市と指定管理者の関係	指定という行政処分に基づき、公の施設に関する管理権限を指定管理者に「委任」するもの。